

2021年6月4日

株主の皆様へ

エア・ウォーター株式会社
代表取締役会長 豊田 喜久夫

当社取締役候補者松井隆雄氏の独立性および独立役員届出について

当社は、2021年6月25日に、第21期定時株主総会の開催を予定しております。

同総会で上程する取締役選任議案において、社外取締役候補者のひとりである松井隆雄氏について、当社は独立役員候補者とはしておりません。

松井隆雄氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身者であります。2018年6月30日に同監査法人を定年退職しており、もとより、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておりません。

しかしながら、当社では、同取引所が定める独立性基準に加重して定める「社外役員の独立性に関する判断基準」（詳細別紙ご参照）において、過去3年間当社グループの会計監査人である監査法人に所属していた者は独立性を有しないとしており、この社内基準に照らし、この度の取締役選任議案において松井隆雄氏を独立役員候補者としませんとしました。

当社では、松井隆雄氏について、同総会において取締役選任議案が承認可決された場合、社内基準を満たすことになる2021年7月1日付を持って、当社が上場している東京および札幌の両証券取引所に独立役員の届出をする予定であります。

株主の皆様におかれましては、議決権行使のご判断にあたり、かかる事情をご理解いただきたく何卒お願い申し上げます。

（ご参考）松井氏略歴

1982	年	10	月	監査法人朝日会計社〔現有限責任あずさ監査法人〕入社
2010	年	7	月	有限責任あずさ監査法人パートナー
2014	年	9	月	同監事
2018	年	4	月	関西大学会計専門職大学院特任教授
2018	年	6	月	有限責任あずさ監査法人定年退職（2018年6月30日付）
2019	年	3	月	カルナバイオサイエンス(株)社外監査役
2020	年	3	月	同社外取締役監査等委員（現任）
2020	年	4	月	関西大学および関西大学会計専門職大学院非常勤講師（現任）
2020	年	6	月	当社社外取締役（現任）

(ご参考) エア・ウォーター株式会社「社外役員の独立性に関する判断基準」

(注) 本件に関する項目に下線を引いています

当社は、社外取締役および社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）または社外役員候補者が、次の各要件のいずれにも該当しないと判断される場合には、当社に対し十分な独立性を有しているものと判断する。

1. 当社および当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者¹ または過去 10 年間に於いて当社グループの業務執行者になったことがある者
2. 過去 10 年間に於いて当社グループの非業務執行取締役または監査役になったことがある者については、その就任前の 10 年間に於いて当社グループの業務執行者になったことがある者
3. 当社グループを主要な取引先とする者² またはその業務執行者
4. 当社グループの主要な取引先である者³ またはその業務執行者
5. 当社の主要株主（総議決権数の 10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者。以下同じ。）またはその業務執行者
6. 当社グループが主要株主となっている者の業務執行者
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
8. 当社グループから役員報酬以外に、多額⁴の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等（当該財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
9. 当社グループから多額⁴の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
10. 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員に就いている場合における当該他の会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
11. 過去 3 年間に於いて上記 3.から 10.までのいずれかに該当していた者
12. 上記 1.から 11.までのいずれかに該当する者が重要な業務執行者⁵である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

但し、上記の各要件のいずれにも該当していない場合であっても、独立役員としての責務を果たせないと判断するに足る事情があるときには、当該社外役員を独立役員に指定しないことがある。

2015 年 12 月 18 日制定

-
- 1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人等の業務を執行する者をいう。
 - 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の過去 3 事業年度のいずれかにおいて年間連結売上高の 2%以上の支払いを当社グループから受けた者をいう。
 - 3 当社グループの主要な取引先である者とは、当社の過去 3 事業年度のいずれかにおいて年間連結売上高の 2%以上の支払いを当社グループに行っている者、または当社の直近事業年度末における連結総資産の 2%以上を当社グループに融資している者をいう。
 - 4 多額とは、過去 3 事業年度の平均で、個人の場合は年間 1,000 万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の連結売上高もしくは総収金額の 2%に相当する額または年間 1,000 万円のいずれか高い方であることをいう。
 - 5 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役、執行役員および部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

(注) 上記の「事業年度」は、個人の場合には、所得税の計算の対象となる年度と読み替える。